



# 宮 崎 県 公 報

平成23年 2 月 20 日（日曜日） 号外第14号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2 丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 36,000円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（2 件）…（畜産課） 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 109号の 5

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第 90号の 4）を次のとおり変更する。

平成23年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類等
  - ① 移動を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
  - ② 移動を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
  - ③ 移動を制限する区域  
平成23年宮崎県告示第90号の 4 の 1 の③に掲げる区域
- 2 搬出を制限する家畜の種類等
  - ① 搬出を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
  - ② 搬出を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
  - ③ 搬出を制限する区域  
ア 宮崎市大字長嶺の一部（岩井戸、九日田、皆元、金田、唐木町、小光、寺の下、黒坪、南ヶ前、石ヶ丸、唯ヶ迫、風呂屋、出西、五反田、小堤、山下、大坪、長畑、深坪及び出原）、大字細江、大字富吉の一部（江川口、中角、前田、山下、松ヶ迫、梶ヶ迫、菰迫、野添、山園、柳ヶ丸、上村、高野ヶ迫、芋字、二月田、口ノ坪、天神領、木ノ本、五反田、平原、西ノ巣、鎌ノ前、中手町、和田ヶ町、鎌迫、柳ヶ迫、洗田、野間、薊ヶ迫、山田、左井津、真田及び鎌讀田）、大字浮田の一部（皆本、田添下、西田及び倉谷）、大字糸原の一部（鳥巣、鳥越、折口、妙戸岩、長溝小西、四ツ枝、六反田、鎌瀬町、四反田、山口、天ヶ山、岩瀬、干物作、野間及び法丈）、大字金崎の一部（橋口、中ノ坪、中別府、仁正恵、窪田、通田及び太良迫）、大字吉野の一部（明久、深坪、寺田、弥内橋、大原、谷口、柳原、水流田及び向水流）、大字堤内の一部（ホツタ、橋元、アコツキ、沖田、内ノ丸、蔵元、蔵ノ元及び盛田）、古城町の一部（鶴尾、時雨及び小迫）、田野町乙の一部（野崎、東原、鹿毛、宮田、砂田、永迫、権現谷、小河内、佐野前畑、後山、上塚原、下榎木田、上榎

木田、十八割、野付、柿ノ木田、下丹後作、大松ヶ尾、豆野、鳶ノ巣、弓場ノ後、下尾谷、地蔵原、中野、蛇ヶ谷、松井坊、永野、灰ヶ野、上ノ原、鹿村野、前ノ原、上ノ鶴、竹ヶ迫、古木場、田ノ瀬及び上西原）、高岡町下倉永の一部（荒瀬、本町、赤坂、八兒、宮水流、上中、岩崎、東田、前田、祇園、鑑、木佐、木町、柳元、加治子、大迫及び四升田）、高岡町上倉永の一部（カチコ、井ノ尻、井出山、宇都、下り田、下山、下堀、管迫、岩永迫、岩下、橋元、橋口、古屋敷、高野、才本坊、三升ノ木、三百田、山ノ口、山宮、山田、小丸、小西、小簿、上堀、水正得、星崎、西ノ迫、石迫、川子、前田、大ノ丸、大坪、池ノ谷、池下、中原、長丸、津婦木ノ尻、椎木ヶ平、的野、天神迫、田代、唐谷、島廻、徳広、内之八重、二ツ枝、二反田、年ノ神、梅木ノ下、八ツ割、八久保、八反田、樋脇、平八重、墓ノ迫、法月ヶ迫、芳原、堀町、堀田、目腐、柳本、林昌、柞木橋、靴ヶ谷、靴ヶ迫、鑪及び駁目）、高岡町花見の一部（新田、山口、北迫、桑木、三生江、北俣、老町割、山下、三反田、野間、下ノ坊、城ヶ峰、東城連、真道、迫田、平田、矢越、下水流、向川原及び江湖尻）、高岡町浦之名の一部（横内、雨附、茶屋原及び久木野）、高岡町内山の一部（水神迫、小屋尾、八ノ久保、入込、立石、東山、徳右衛門釜及び西和石）及び清武町船引の一部（黒北南、黒北及び見極田）

イ 国富町大字竹田、大字須志田、大字本庄、大字塚原、大字伊左生、大字岩知野、大字嵐田の一部（榎瀬、中須及び川向）、大字田尻の一部（白岩、宝坂水流、下水流及び岩摺）、大字向高の一部（政所及び川久保）、大字森永の一部（大迫、中水流、道免、上水流、高丸、古川、六反所、八計代、杉木水流及び蔵源寺を除く。）、大字木脇の一部（大谷、鳥居内、六枝及び火焼を除く。）、大字三名の一部（原口前、原口、屋敷下、新川、尾苑、船戸、下崎、宮ノ下、下柳、中島、屋敷、馬場苑、宮本、前田、桑木田、町下、毛戸口、萩原、麓、日岸田、堂ヶ峯、成竹、三反田、東長原、相ヶ迫、加藍尾、粕塚、山ノ口、柳ヶ丸、鳥喰、初田、神山、下山、長迫、三合、杉木廻、赤迫、屋敷ヶ谷、五反田、三ヶ町、洗ノ口及び天ヶ谷）、大字八代南俣の一部（柳ヶ迫、樋渡、諏訪田、高尾、餅田、後迫、片木山、油田、小丸、中田、梁川原、門前川原、一ノ谷、松ヶ迫、山下、仮屋、上野、中尾、園田、馬場南、牛ノ宮、栗巣、井手ノ口、新村、馬場北、水流田、川上、宮田、白竹、堂ヶ迫、前畑、宮園、権現堀、大谷、星ヶ平、東田及び大坪）、大字八代北俣の一部（吹上、権現迫、鳥巣、榎木原、椎木原、山内、尾園、後牟田、今平、

坂ノ下及び平田）及び大字深年の一部（境谷、馬渡、荒蒔、八重尾、中山、愛染川、梶原、高野、塔ヶ瀬、滝下、鹿森滝、八町坂及び法華嶽を除く。）

ウ 綾町大字入野の一部（古川、堂前、中水流、中川原、松原、上水流、下畑、前畑、上畑、水久保、梅木川原、平山、小峰、四枝、四枝下、樋口、溝代、谷向、向沖代、野中、柳田、宿神、下水流、イゾロ田、寺山、沖代、平田、五ヶ所、岩スリ、飯地、中坪、江後口、永田前、石原田前、石原田上、石原田中、石原田、田中、永田、池ノ元、永田脇、木森、柿畑、飯地山、百田、萩の久保、梶ヶ迫、古屋、ゴク田、踊場、東、崎ノ田、城平、前田、水流、八日町、観音面、上八日町、小川筋、川原下、向川久保、川久保、川原元、榎田、向新開、別府向、ヒタテ、堂木、岩堂、社前、島廻、月平、尾堂、宮原、中袋、新屋敷、北ノ園、菅迫、前平、平原、桑水流、一ツ堂、四反田、スミ床、津々野、二又、柳迫、年ノ神、後平、善八松、長迫、湯ノ谷、久木ヶ尾、久木野々、立山、迫ノ内、大川原、椎屋、百ヶ倉、小椎尾及び黒岩）、大字南俣の一部（小坂元、元町、森本、郷鳴、永田、桑下、中坪、仮屋園、大坪、宮下、提原、中須、二反田、深田、坂下、古町、下川原、十ヶ所、元蔵、畑田、馬場田、古川、前川原、中川原、表川原、龍宮須、東田、水流前、一町田、柳田、岸ノ上、豆新開、辺保木、瀬脇、梅木田、四枝、口ノ坪、尾園、草萩、中堂、窪原、下中堂、星原、内屋敷、古城、大工園、長山、上原、赤松、遠目塚、山ノ城、向新開、松原、大谷、水窪、宇都、宮田、石原田、堀之内、梶ヶ谷、六反田、五ヶ所、宮ノ谷、天付、本宮、田平、沖代、鳩峰、子生、柿ノ野、百田、白砂、二反野、梅ヶ野、陣ノ尾、薄原、倉輪、岩川、向田、広沢原、大口、中尾、東寺地、寺地及び北寺地）及び大字北俣の一部（平田、郷鳴、中川原、中水流、神下、灰原、開元、塚原、八反ヶ丸、川窪、瀬之口、菱池、牧原、池田、久木ノ丸、麓、岩下、新村、梅藪、堂木、水流、本堂、鳥巢、蛭田、山下、中島、川原田、射場川原、浦田、杢道、堂前、鷺ヶ野、割付、大窪、北別府、吉井原、窪上、石坂、野首原、野首、二本松、遠目塚、愛宕下、南割付、尾立、爰野、平瀬、椎屋下、尾谷、杢道川原、平野、山ノ口、湯ノ谷、畑ヶ迫、前平、小田爪、梅ヶ谷、松下、岩戸、外川原、堂木川原、下川原、小山田、野中田、上萩ノ窪、下萩ノ窪、谷尻、八町、八町下、川原元及び宮ノ下）

エ 都城市高城町四家の一部（雀ヶ野、大開、様ヶ野、藪野及び藤ヶ野のうち市道525号太郎木浦線の以東の区域）及び山之口町山之口の一部（桑宇都及び弥太郎）

オ 小林市野尻町紙屋の一部（前田、奥畑、山城、漆野原、城原、真崎、前平、新村、漆野、高山、部当、真幸田、市ノ瀬、後原、牧ノ谷及び石切）

**宮崎県告示第 109号の6**

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第109号の3）を次のとおり変更する。

平成23年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 移動を制限する家畜の種類等

(1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 移動を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

ア 木城町大字高城の一部（古畑及び寺尾）

イ 川南町大字川南の一部（赤石、明野、明原、旭ヶ丘、蟻の草、家村下段、家村道北、家村道南、伊倉坂の下、伊倉南、池の原上分、磯の上、板唐瀬、市納、市納上、市納東原、井手ヶ谷、井手ノ本、岩河川畑、岩田、岩の本、後田、内の田、内の田東、内野丸、鶴戸ノ本、大猪久保上、大岩谷、大内、大内西平、大内藪、大久保原、大迫、大谷下、大塚山、大丸、尾久保原、小迫、尾鼻、込の口、尾張陰、鹿猪和田、掛迫、掛迫下、掛迫中、形山上、形山下、上の原北分、上の原南分、萱根、唐瀬川南、川北、川之上、北唐瀬、北原、北牧原、狐塚下、霧島、銀座、金六松、葛掛原、葛掛山、杓袋畑、杓袋原、久保田、久保山、黒岩、黒岩北、黒坂、黒鯛、黒鯛谷平、黒鯛村上、香田原、虚空藏免、小久保、古場田、古場山、駒見、境谷下、下り山、笹ヶ山、椎原、塩付、篠原、篠原東、下唐瀬、下中田、下野田、下浜、下の原、下の原上、下原、下モ東、下モ山下、蛇ヶ牟田、勝司別府坂下、勝司ヶ別府東、定塚、上面木、上面木陰、昭和、白鬚、白鬚原、新耕原、新橋、水神本、住田、住吉、諏訪、青鹿、藏座村、高水、竹の下上、竹の下下、竹浜、龍ヶ脇、田中、谷ノ口、谷の口、垂門、垂門橋南、垂門村下、堤尻、綱ヶ別府、樋風呂、出口、出水、出水原、出水原北、出水原南、寺屋敷、天神本、堂の前、土尻、富田、土民、豊坂、豊八、豊原、長岡、中尾谷、中河原、中の迫、中の原、中原、仲原、夏木、七瀬川、七瀬田、七瀬原、名貫、西川、西ノ谷、西牟田、野芝原、野中、登り口、登り口東原、幟立、乗越、萩原、笹ヶ辻、八ヶ久保、八幡山、鼻切上、幡ヶ辻、東、東原、東平下、光、毘沙門、火の口、袋谷、湊河内、古坂、祝子塚、前河原、前肥、前田、牧堀、孫衛門、孫谷、孫谷南、松尾谷、松ヶ迫、丸尾、丸山、丸山西原、道西、道東、南牧原、宮ヶ原、宮田、宮田上、宮田下、宮の前、向原、村上、村上迫田、面の上、森ヶ久保、焼山、弥次郎、山瀬谷、大和、山ノ口、山道、山本、湯牟田東、湯牟田南、ヨゴ松、綿打上、大猪久保、櫻山、竹下、竹の下及び中猪久保）及び大字平田の一部（伊倉牟田、井手の上、井手の上村、井手の元、伊弥ヶ谷、岩坪、岩の下、後牟田、卯の山、大谷、大牟田、小田、隠り山、鍛冶屋敷、狐尾、霧島、久保田、蜘蛛ヶ原、高下、古場、崩牟田、猿子塚、三歩一、嶋財、下の古場、白坂谷、水神松、千並、牟手、牟手牟田、田中、垂門、堤牟田、綱ヶ別府、妻の木、寺川、堂の下、年森、中野、中溝、浪掛、野稲尾、壱ツ松、広野地、琵琶崎、琵琶城、船渡、不雇、佛坂、前田、松の木、松原、祭田、耳木田、宮の下、宮の本、屋敷田、柳の本、鱈瀬及び割金剛）

ウ 都農町大字川北の一部（福原尾浜田、福原尾村北、森、原田、赤穂付、明田、都農園、都農新町、都農中町、都農北町、都農上町、道籠、湯ノ本、上助代、湯牟田、中河原、岡田、鍛冶屋敷、後牟田、鹿牟田、海代、上葦生、馬場口、葦生尾立、橋ノ本、鼓、太田、上田、井出ヶ平、荒崎平、木戸平、川神田、西ノ郡、尾ノ下、京塚、黒石、霜原、藤見、瀬之口、川原田、春田、師匠田、北川田、神ノ木戸、口ノ坪、宮ノ尾、山下、大橋本、温水、尾ノ鼻下、尾ノ鼻、中原、白水、境ヶ谷、谷川堤下、新地堀、鯨橋下、岩山、岩山出口、大

人形、鳥屋野、九次牟田、上黒萩、下黒萩、川中州、心見川添、心見上肥、心見、心見一元、堀内村下、堀の内、上ノ原、山末、山末村下、山末浜田、山末北原、綾織水下、浜道挟、寺迫浜田、寺迫平下、寺迫下原、中尾、寺迫北原、中村、寺迫、宮川、山末大原、心見大還上、旧牧跡、白石、龍ヶ平、下中河原、又猪野、又猪野原、長野下肥、長野、長野前田、上中河原、柿木迫、内野川添、西原、宮原、西尾立、内野後原、内野、内野下原、舟川中原、舟川前田、舟川、境谷、南原、前田、下征矢原、土矢原、狐穴、坂下、東平、上征矢原、日向、尾立、舟川尾立、榎谷、谷川、平山山田、下原、寺下、大丸、平山前田、平山西肥、平山、平山尾立、中尾立、山之神、牧川、五反丸、岩崎、鶴牟田、畑倉、椎孫山、百済山、陰河内山、川平山、角崎瀧山、赤木山、三ツ頭山、尾鈴山、長崎尾山、九重頭山、要ヶ頭山、黒原山、悪草山、水無山、籬の口山、奥の平山及び妓枝折山)

エ 日向市美々津町の一部（前田、五反丸、永田、新川、新宅、前ノ原、田久保、竹ノ内、宮ノ下、日志原、霧島原、高松、松ノ本、下百町原、上百町原、落鹿、内場、草刈、清水ヶ谷、富ヶ塚、崎田町、立岩通、中島、上ノ瀬、風原、三月田、麻附、鹿場、宮田越、笹尾、高鳥、石神、田ノ原、丸山、下福原及び上福原）、塩見の一部（ウト檜、下モ小路、滝内、小原萬籠谷、檜木大平、サレ尾及び下り谷）、富高の一部（仏川内及び山口）、東郷町山陰甲の一部（長崎を除く。）、東郷町八重原迫野内の一部（下細亦、上細亦及び上鹿瀬）、東郷町山陰庚の一部（山ノ口、唐木野及び屋敷田）及び東郷町山陰丙の一部（上大谷）

オ 門川町大字川内の一部（竹ノ下、入谷、土々呂下、名子、開田、相原、前田、元仁田、奥野、水無、ニクシ、猪ノ内、今別府、飯干、赤木谷、長原、土々呂平、山中、仁王平、論田、甲ノ口、松ヶ原、赤木、芹ノ谷、宇登木股、江子、板箇野、老本松、尾畑、総図、小谷、鶴ノ前、清水谷、鳶ノ木、阿仙原、上ノ鶴、コモ原田、内野輪、古畑、出来所、新堂、神舞水流、ウバガ谷、鍵山、折立、安者、栄治畑、日平、上庭谷、船方、火切地、畑の内、古屋敷、尾地ヶ谷、曾ノ田、西ノ園、又江、上井野、日ノ平、丸尾、九ノ方、下ノ内、クサギ畑、猿川、上小切畑、幸谷、下り谷、宇野平、上水流、下小切畑、上下大池及び笹川）

カ 美郷町北郷区宇納間の一部（板屋）、北郷区入下の一部（黒瀬、尾平、アイノ内、ウツキ藪、奥梶、下タノ原、赤岩、山ノ下、平田、椿原、堂ノ越、土々呂内、屋敷水流、クニギマタ、ヤナノヒラ、下モ小原及びミナノセ）及び美郷町北郷区黒木の一部（日平、アイノ内、尾平、小久保及びヨリキ）

## 2 搬出を制限する家畜の種類等

### (1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

### (2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげおそれのある物品

### (3) 搬出を制限する区域

平成23年宮崎県告示第109号の3の2の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 川南町大字川南の一部（川の上、道上、野々中、坂下、火場川上、岩下、下肥、久保井手）

イ 都農町大字川北の一部（中肥、篠別府、竹ノ下、川原田、

川ノ上、西ノ下、新別府川原、三日月原、新別府原、新別府肥、新別府、今別府、新別府下原、新田、新田原、新田村南、森添南、森添北、分子村、池田、福原尾、下原、榎土手、朝草原、俵石、尾立、竜ヶ平、立野、西出口、宮田、水洗、大丸、上轟前田、後谷、前坂、芋川、相見、駄床、木和田、出ル羽及び松ヶ鼻山）

--	--